

○財務省告示第百八十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年五月三十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年六月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第九
回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
の法律及びそ
の
条
項
会
計
に
関
す
る
法
律
（
平
成
十
九
年
法
律
第
二
十
三
号
）
第
四
十
六
条
第
一
項

三 振替法の適
用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第II非価格競
争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

十 七	十 六		十 五		十 四		十 三	十 二	十 一	十	九	八	
償 還 金 額	償 還 期 限		後 の 利 子	第 二 期 以	初 期 利 子		の 払 込 み	経 過 利 子	利 行 価 格	発 行 日	振 替 単 位	最 低 額 面 金	争 入 札 発

五
万
円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成二十八年五月三十日額面金額百円につき百円年〇・四パーセント募入決定の通知を受けた者は、払込金額に追加、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4 \times 71}{100 \times 365}$$

平成二十八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成六十八年三月二十日額面金額百円につき百円

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
八 か
年 ら
五 通
月 知
三 を
十 受
日 け
者